

がいこくじん じんけん そんなちよう 外国人の人権を尊重しましょう

さいきん わたし まわ がいこくじん み かけ 機会がととも多くなりました。こうした中、なかにげんご
最近では、私たちの周りに外国人を見かける機会がととも多くなりました。こうした中、言語や
しゅうきょう ぶんか しゅうかんとう ちが がいこくじん さまざま じんけんもんだい はっせい
宗教、文化、習慣等の違いから、外国人をめぐって様々な人権問題が発生しています。

たと がいこくじん いんしょくてん にゅうてん ていきよう こぼ
例えば、外国人であることだけで飲食店への入店やサービスの提供を拒まれたり、アパート等の
にゅうきよ ことわ じれい お ほう
入居を断られたりといった事例が起きていると報じられています。

また、とくてい みんぞく こくせき ひとびと はいじよ さべつてきげんどう
また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして
しゃかいてきかんしん あつ げんどう ひとびと ふあんかん けんおかん あた ひと
社会的関心を集めています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人として
そんげん きず さべついしき しよう
の尊厳を傷つけたり差別意識を生じさせることになりかねません。

じようせい なか へいせい ねん ねん ほんぼうがいしゅつしんしゃ たい ふとう さべつてき
このような情勢の中、平成28年(2016年)5月には、「本邦外出身者に対する不当な差別的
げんどう かいしよう む とりくみ すいしん かん ほうりつ せいりつ どうねん しこう
言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が成立し、同年6月3日に施行されました。

ほうりつ がいこくじん たい ふとう さべつてきげんどう かいしよう じゅうよう
この法律では、外国人に対する不当な差別的言動の解消が重要
であり、その解消に向けた取組について、「国民は、本邦外出身者
かいしよう む とりくみ こくみん ほんぼうがいしゅつしんしゃ
に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深める
たい ふとう さべつてきげんどう かいしよう ひつようせい たい りかい ふか
とともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の
ほんぼうがいしゅつしんしゃ たい ふとう さべつてきげんどう しゃかい
実現に寄与するよう努めなければならない。」という基本理念を定
め、くに およ ちほうこうきょうだんたい せきむ きほんてきしきさく きてい
め、国及び地方公共団体の責務や基本的施策を規定しました。

かいしよう む りかい ふか みんぞく こくせきとう
ヘイトスピーチの解消に向けて、理解を深め、民族や国籍等の
ちが こ たが じんけん そんなちよう あ しゃかい きず
違いを越え、互いの人権を尊重し合う社会を築きましょう。



そうごう 総合センターの相談事業

- せいかつじんけんそうだん まいしゅう げつ か すい もくようび ごぜん じ ごご じ
生活人権相談 毎週 月・火・水・木曜日の午前9時～午後5時
- ほけんそうだん しほけん きょうりよくじぎょう
保健相談 (市保健センター協力事業)

まいつき だい 1 すいようび ごご じ ぶん
毎月 第1水曜日の午後1時30分～3時 **2月は7日、3月は7日です。**
- そうだん がくしゅうかい せいてきしやうすうしや せいどういつせいしやうがい どうせいあい ひと
セクマイ相談・学習会 セクシュアルマイノリティ (性的少数者。性同一性障害、同性愛の人たちなど)

じんけんそうだん がくしゅうかい どうじしや かた さんか
の人権相談・学習会ですが、当事者でない方も参加できます。

まいつき だい 4 もくようび ごご じ ぶん
毎月 第4木曜日の午後1時30分～4時 **2月は22日、3月は22日です。**